

水道工事標準仕様書

(平成30年4月1日 施行)

(令和6年4月1日 改定)

(令和7年4月1日 改定)

(令和8年4月1日 改定)

茅野市 都市建設部 上下水道課

1 総 則

1. 1 一般事項

1. 1. 1 目的

この水道工事標準仕様書（以下「仕様書」という。）は、茅野市水道課（以下「市」という。）が発注する水道工事の適正な施工を図るため、受注者が履行しなければならない標準的な仕様を示すものである。

1. 1. 2 適用範囲

1. この仕様書は、市が発注する水道工事に適用する。
2. この仕様書に定めない事項は、請負契約書、設計図書及び特記仕様書による。
3. この仕様書と特記仕様書が相違する事項については、特記仕様書の定めが優先する。

1. 1. 3 法令等の遵守

工事の施工にあたり受注者は、次の掲げる法及びその他関係法令、条例、規則等を遵守すること。

建設業法、道路法、道路交通法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保健法、騒音規制法、振動規制法、河川法、港湾法、消防法、文化財保護法、中小企業退職金共済法、水質汚濁防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、労働安全衛生規則、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱、水道法、環境基本法、大気汚染防止法、資源の有効な利用の促進に関する法律、下請代金支払遅延等防止法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律、道路運送法、道路運送車両法、雇用保険法、健康保険法、最低賃金法、地すべり等防止法、湖沼水質保全特別措置法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律、警備業法、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等

なお、これらの諸法規等の運用適用は受注者の負担と責任において行う。

1. 1. 4 用語の定義

1. 「監督員」とは、「契約約款」第9条の規定により市が発注者に通知した職員をいう。

なお、業務内容については、「1. 1. 1. 3 監督員の業務範囲」による。

2. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
3. 「設計図書」とは、図面、設計書、標準仕様書、特記仕様書、現場説明書及びその

質問回答書をいう。

4. 「仕様書」とは、各工事に共通する標準仕様書と工事ごとに規定されている特記仕様書を総称していう。
5. 「標準仕様書」とは、各作業の順序、使用材料の品質、仕上げの程度、施工方法等の工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
6. 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は技術的要求を定める図書をいう。
7. 「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して市が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
8. 「図面」とは、入札に際して市が示した設計図、変更又は追加された設計図及び設計図の基となる設計計算書等をいう。
なお、受注者が提出し監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
9. 「検査員」とは、契約書の規定に基づき、工事検査を行うために市が定めた職員をいう。
10. 「同等品以上の品質」とは、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保証の確認を得た品質、若しくは監督員が承諾した品質をいう。
11. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け、竣工書類の作成を含めた契約日から竣工日までの期間をいう。
12. 「SI」とは、国際単位系をいう。
13. 「JIS 規格」とは、日本工業規格をいう。
14. 「JWWA 規格」とは、日本水道協会規格をいう。
15. 「JDPA 規格」とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。
16. 「WSP 規格」とは、日本水道鋼管協会規格をいう。
17. 「PTC 規格」とは、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格を言う。

1. 1. 5 書類の提出

1. 受注者は、指定した日までに市の定める様式による書類を提出すること。
2. 受注者は、工事請負契約約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、契約締結後5日以内に市へ提出すること。
また、提出した工程表のほか監督員が必要と認めた場合は、詳細な工程表を作成し提出すること。
3. 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出すること。

1. 1. 6 委任又は下請負

1. 受注者は、建設業法第22条により工事の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2. 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あら

はじめ書面により市に通知すること。

1. 1. 7 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督員に提出すること。
2. 受注者は、各下請業者の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出すること。
3. 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出すること。

1. 1. 8 現場代理人及び主任技術者等

1. 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事施工上の技術管理をつかさどる主任技術者（監理技術者）及び専門技術者を定め、書面をもって市に通知すること。
現場代理人、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者を変更したときも同様とする。
なお、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
2. 受注者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者等の経歴書（資格書等）及び職務分担表を契約後、速やかに市に提出すること。
3. 現場代理人は、工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理するとともに常に監督員と密接な連絡をとり、工事の円滑、迅速な進行をはかること。
ただし、工事現場の常駐について、一定の要件を満たすと市が認めた場合はこの限りではない。
4. 現場代理人は、工事の従事者を十分に監督し、工事現場内における風紀を取締り、火災、盗難の予防、衛生等に配慮するとともに、住民に迷惑をかけないように指導すること。

1. 1. 9 工事实績情報の作成、登録

請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）の登録を義務とする。これ以外の工事の登録は、任意とする。受注者は工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を提出しようとするときには、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工時は工事竣工後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請を行うこと。

また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出すること。なお、変更時と竣工時の間が10日に満たない場合は、変更時の提示を省略することができる。

なお、工事カルテの作成及び登録に要する費用については、受注者の負担とする。

1. 1. 10 官公署等への諸手続

1. 受注者は、工事の施工に必要な関係諸官公署及びその他関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のためにより実施すること。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示を受けること。
 2. 受注者は、前項に規定する届出の実施に当たっては、その内容を記載した文章により事前に監督員に報告すること。
 3. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関する苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意を持ってその解決に当たること。
 4. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。なお、交渉に先立ち、監督員に事前に協議のうえ、これらの交渉に当たっては誠意を持って対応すること。
 5. 受注者は、前項までの交渉等の内容を後日紛争とならないように文書で確認する等明確にするとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うこと。
- 1. 1. 11 保険の付保及び事故等の補償**
1. 受注者は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」、「中小企業退職金共済法」の規定により雇用者の雇用形態に応じて、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
 2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疫病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償を行うこと。
 3. 受注者は、建設業退職金共済制度等に該当する場合は、その掛金収納書（発注者用）を市に提出すること。
- 1. 1. 12 特許権等の使用**
- 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書に基づき市に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉をする前に、監督員と協議すること。また、受注者はその使用に関する一切の責任を負うこと。
- 1. 1. 13 監督員の業務範囲**
1. 受注者に対する指示、承諾又は協議の処理を行う。
 2. 受注者が作成した図書等の承諾を行う。
 3. 施工計画書等に基づく工程管理、立会い、段階確認を行う。
 4. 工事材料の試験、検査の立会いを行う。
 5. 工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における契約担当者等への報告と一般監督業務の掌理を行う。
- 1. 1. 14 工事関係者に関する措置請求**
1. 市は、現場代理人がその職務の執行に著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 2. 市又は監督員は、主任技術者、監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工

するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理に著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3. 受注者は、監督員がその職務の執行に著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1. 1. 15 費用の負担

材料検査及び工事検査並びに工事施工に伴う測量、調査、試験、試掘、諸手続に必要な費用は、原則受注者の負担とする。ただし、設計図書に明記されているもの及び協議により、市が認めたものはこの限りではない。

1. 1. 16 設計図書等の取扱い

1. 設計図書に規定されている図書及び施工管理に必要な図書は受注者が用意すること。
2. 受注者は、市販又は公表されていない図書について、監督員が必要と認めるものは、市の所有する図書の貸与、又は閲覧することができる。
3. 受注者は、設計図書及び発注者が所有する図書等は、工事目的外で第三者に使用させ又はその内容を漏らしてはならない。

ただし、市販、公表されている場合又は事前に監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

1. 1. 17 条件変更等

受注者は、工事の施工にあたり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、確認を求めなければならない。

1. 設計図書と工事現場の状態とが一致しないとき。
2. 設計図書の表示が明確でないとき。
3. 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に明示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違するとき。
4. 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたとき。

1. 1. 18 工事の中止

市は、次のいずれの場合も、工事の施工の全部又は一部について一時中止することができる。

1. 工事内容の変更、関連工事との調整、埋蔵文化財の保護、天災、その他の理由で監督員が必要と認めたとき。
2. 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に応じないとき。
3. その他、市が必要と認めたとき。

1. 1. 19 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の

重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止するとともに、監督員に報告し、その指示に従うこと。

2. 受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、市との契約に係る工事に起因するものとみなし、市が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。

1. 1. 20 賠償の義務

1. 受注者は、工事のため市又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

ただし、天災、その他の不可抗力によると考えられる場合は、契約約款に基づき協議する。

2. 受注者の使用する労働者の行為又はこれに対する第三者からの求償については、市は一切その責を負わない。

3. 前2項の処理は、原則として受注者が行うものとする。

1. 1. 21 工事の検査

1. 受注者は、次のいずれかに該当するとき、速やかに市に通知し、検査を受けること。

- (1) 材料を搬入したとき（材料検査）。詳細は「2. 1. 3 材料検査」による。
- (2) 配管工事を終了したとき（水圧検査）。詳細は「9. 1 水圧検査」による。
- (3) 工事が竣工したとき（竣工検査）。
- (4) 工事の施工中でなければ、その検査が不可能なとき、又は著しく困難なとき（中間検査）。
- (5) 部分払いを必要とするとき（出来形検査）。
- (6) 瑕疵担保期間中に修復したとき（担保検査）。
- (7) 工事を打ち切ったとき（打切り検査）。
- (8) 工事の手直しが完了したとき（手直し検査）。
- (9) その他必要があるとき。

なお、工事における検査の内容については、「9. 2 工事検査」による。

2. 市は、検査の依頼を受けたときは、検査を行う日時を受注者に通知する。
3. 受注者は、市が行う検査に立ち会い、また協力すること。
4. 市は、必要に応じて破壊検査を行うことができる。
5. 市は、必要があるときは、随時受注者に通知のうえ検査を行うことがある。
6. 中間検査に合格した既成部分についても、竣工検査のときに手直しを命じることがある。
7. 検査に合格しない場合は、市の指示に従い、工事の全部又は一部につき直ちに手直し、改造又は再施工し、再び検査を受けること。

1. 1. 22 目的物の引渡し及び部分使用

1. 工事目的物の市への引渡しは、工事請負契約約款による。

ただし、目的物全部の引渡し完了するまでは、受注者は、当該既成部分又は目的物について責任を持って管理すること。

2. 市は、工事の一部が竣工した場合に、その部分の検査をして合格と認めるときは、その部分の全部又は一部を、受注者の書面による承諾を得て使用することができるものとする。

ただし、使用部分についての維持管理は市が行う。

1. 1. 23 工事請負代金の請求

1. 受注者は、工事請負契約約款に基づき前払金及び中間前払金の請求をすることができる。
2. 工事請負代金は、中間の出来形に対する代金にあつては出来形検査に合格した後、竣工時の代金にあつては竣工検査に合格した後請求すること。

なお、中間出来形に対する代金の支払いについては、工事請負契約約款に基づき請求すること。

1. 1. 24 瑕疵担保

受注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、工事請負契約約款に定める相当の期間その瑕疵を補修し、またその瑕疵によって生じた滅失又は、き損に対し損害を賠償する。

1. 1. 25 疑義の解釈

仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、市と受注者の協議による。

1. 2 安全管理

1. 2. 1 一般事項

1. 受注者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害防止に努めること。
2. 受注者は、工事現場内の危険防止のため安全衛生責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておくこと。
 - (1) 工事施工にあたり「労働安全衛生規則」、「酸素欠乏症等防止規則」等の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害発生の防止に努めること。
 - (2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、標示板等を施すこと。
 - (3) 万一の事故や災害の発生に備え、緊急時における人員召集、資材の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表し、見やすい場所に掲示しておくこと。
 - (4) 豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくこと。
 - (5) 工事期間中は安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の安全を確保すること。
 - (6) 交通管理者、鉄道管理者、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者

及び関係機関と密接な連絡を取り、工事中の安全を確保すること。

(7) 工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織すること。

(8) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適切な位置に、消火器を配備し、その付近は整理しておくこと。

3. 危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法令に従い、万全の対策を講ずること。

4. 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じて所轄消防署に届出又は許可申請の手続をとること。

5. 受注者は、工事の施工にあたり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通誘導員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。

6. 交通誘導員は、原則として警備業法に定める警備員で専門知識を有する者とする。

7. 大量の土砂、工所用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」、「車両制限令」を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行制限、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全対策上の必要事項について十分配慮したうえ、搬送計画を立て実施すること。

1. 2. 2 交通保安対策

1. 受注者は、工事の施工にあたり、監督員、道路管理者及び所轄警察署の交通制限に係る指示に従うとともに、沿道住民の意向に配慮し、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）、道路工事現場における表示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日、平成 18 年 3 月 31 日一部改正）及び道路工事保安施設設置基準（平成 18 年 4 月 1 日）に基づき、安全対策を講ずること。

2. 保安設備は、車両及び一般通行者の妨げとならないように配置するとともに、常時適正な保守管理を行うこと。

3. 工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立ち入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしないこと。

4. 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進行に合わせ、直ちに仮復旧を行い、遅滞なく一般交通に開放すること。

5. 作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、通信等のマンホール並びにボックスは、これを常時使用できるように確保しておくこと。

6. 作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者（保安要員）がいない場合は、埋戻すか仮覆工をかけ又は保安ネット等で覆っておくこと。

ただし、作業時間中で作業場所の周囲が完全に区分されている場合は、この限りで

はない。

7. 道路に覆工を設ける場合は、車両荷重等十分耐える強度を有するものとし、道路面との差をなくすようにすること。
8. 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通誘導員を配置して、車両の誘導及び事故防止にあたらせること。
9. 住宅および事業所などに接近して工事を行う場合は、事前に工事内容の説明を行い住民及び車両の出入りが確保できる安全な通路を設けるなど、沿線住民に迷惑のかからないよう配慮すること。また、道路掘削時に車両の通行が不可能となる場合においては、仮設駐車場等を確保すること。

1. 2. 3 歩行者通路の確保

1. 歩道（歩道のない道路では、通常歩行者が通る道路の端の部分）で工事をする場合は、歩行者通路を確保し、常に歩行者の通路として開放すること。
2. 横断歩道部分で工事をする場合は、直近の場所に歩行者が安全に横断できる部分を設け、かつ交通誘導員を配置して歩行者の安全に努めること。
3. 歩道及び横断歩道の全部を使用して工事をする場合は、他に歩行者が安全に通行できる部分を確保し、必要な安全設備を施したうえ交通誘導員を配置して歩行者の安全に努めること。
4. 歩行者の通路となる部分又は家屋に接して工事をする場合は、その境界にパネル等を設置又は適切な仮道路、若しくは仮橋を設置して通行の安全を図ること。
5. 歩行者通路となる部分の上空で作業を行う場合は、あらかじめ安全な落下物防護の設備を施すこと。
6. 工事現場周辺の歩行者通路は、夜間、白色電球等で照らしておくこと。
7. 歩行者通路は、原則として車道に切り回さないこと。ただし切り回すことが許可された場合は、歩行者通路と車両通行路とは堅固な柵で分離すること。
8. 工事のため歩行者通路を切り回した場合は、その通路の前後、交差点及び曲がり角では歩行者通路及び矢印を標示した標示板を設置すること。
9. 片側歩道を全部使用して施工する場合は、作業帯の前後の横断歩道箇所に迂回案内板等を掲示するなどして、歩行者を反対側歩道に安全に誘導すること。

1. 2. 4 事故防止

1. 受注者は、工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日建設省経建発第3号）、「土木工事安全施工技術指針」（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）、「建設機械施工安全技術指針」（平成17年3月31日一部改正国土交通省）等に基づき、公衆の生命身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するために必要な措置を講ずること。
2. 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意すること。
3. 工事現場においては、常に危険に対する認識を新たにして、作業の手違い、従事者

の不注意のないよう十分徹底しておくこと。

4. 工所用機械器具の取扱い及び建設機械の選定、使用にあたり、設計図書により指定されている場合には、これに適合した機種を使用すること。ただし、これより条件に合った機種がある場合には、監督員の承諾を得てこれを使用することができる。

また、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い、運転にあたっては、操作を誤らないようにすること。

5. 工事中は、地下埋設物の試掘調査を十分に行うとともに、当該埋設物管理者に立会いを求めてその位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意すること。
6. 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲の地盤の緩み、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置を講ずること。
7. 工事中に管理者不明の地下埋設物等が確認若しくは予想される場合は、監督員に報告し、占有者全員の立会いを求めて埋設物の管理者を明確にすること。
8. 工事中に地下埋設物等に損傷、損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し補修等の応急措置をとること。
9. 工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管等の埋設物に接近して溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用しないこと。

ただし、やむを得ない場合は、その埋設物管理者と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用すること。

10. 工所用電力設備については、関係法規等に基づき次の措置を講ずること。
 - (1) 電力設備には、感電防止用漏電遮断器を設置し、感電防止に努めること。
 - (2) 高圧配線、受電設備には、危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ず柵、囲い、覆い等感電防止措置を行うこと。
 - (3) 仮設電気工事は、「電気事業法電気設備に関する技術基準」に基づき電気技術者に行わせること。
 - (4) 水中ポンプその他の電気関係器材は、常に点検、補修を行い、正常な状態で作動させること。
11. 工事中、その箇所が酸素欠乏若しくは有毒ガスが発生するおそれがあると判断したとき、又は監督員その他の関係機関から指示されたときは、「酸素欠乏症防止規則」等により換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器、救助用具等を設備し、酸欠作業主任者をおき万全の対策を講ずること。
12. 塗装工事において、管渠内、坑内等で施工する場合は、「有機溶剤中毒予防規則」等によって作業の安全を期すこと。
13. 薬液注入工事においては、注入箇所周辺の地下水、公共用水域等の水質汚染又は土壌汚染が生じないように、関係法令を遵守して、周到な調査と施工管理を行うこと。

1. 2. 5 事故報告

工事中万一事故が発生したときは、所要の処置を行うとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに監督員に連絡するとともに、「土木工

事現場必携（長野県）」に準じて事故等概要報告書を提出すること。

1. 2. 6 現場の整理整頓

1. 受注者は工事施工中、交通及び保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等を整理整頓し、現場内及びその付近の清潔を保つこと。
2. 受注者は、工事竣工までに、不用材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して、跡地を清掃すること。

1. 2. 7 現場の衛生管理

配水池（その他これに準ずる箇所を含む）構内で行う工事に従事する者は、「水道法」に従い、監督員の指示がある場合は、保健所等の検査資格を有する機関の発行した健康診断書を提出すること。

1. 2. 8 安全教育

1. 受注者は作業員に対して定期的に安全教育等を行い、安全意識の向上を図ること。
なお、新規作業員等は安全教育等を実施後に就業させること。
2. 安全教育は全作業員が参加し、安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育、当該工事の内容の周知徹底および災害対策訓練、当該工事現場で予想される事故対策、その他必要な事項について実施すること。
3. 安全教育及び訓練は計画的に実施するものとし、作成した計画は施工計画書に記載すること。
4. 安全教育の実施状況は、写真、ビデオ等により記録し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく記録を提示すること。

1. 2. 9 工作物の解体作業等における石綿（アスベスト）の注意事項

1. 既設の建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合は、「石綿障害予防規則」に従い、事前の石綿等の使用の有無を目視、資料等により確認し、その結果を記録すること。
2. 施工に先立って、工事現場の周辺に吹き付けられた石綿等及び石綿等を使用した保温材、耐火被覆材等で飛散性のある物の使用の有無を目視等により確認すること。
3. 前2項の確認の結果、石綿等又はその疑いのある物を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、対応を協議すること。
また、施工中に発見した場合についても同様とする。ただし、仕様書で処理方法を明示しているものについては、この限りではない。
4. 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体、破砕等の作業をし、又は石綿等の除去その他の作業を行う場合は、「石綿障害要望規則」、「大気汚染防止法」等に従い、作業員、事業所職員、第三者等の健康に危害を与えることのないよう適切に施工すること。
5. 既設の建築物、工作物の解体、破砕等を行う場合で監督員の指示があったものについては「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」及び「大気環境中の石綿（アスベスト）飛散防止対策の徹底と実

施内容の掲示について」に基づいた掲示板を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に提出すること。

1. 2. 10 石綿セメント管（アスベスト）撤去等に伴う注意事項

石綿セメント管の撤去にあたっては、「石綿障害予防規則」及び廃棄物処理等関係法令に基づくとともに、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」を活用し適切に施工すること。

1. 3 工事用設備等

1. 3. 1 現場事務所及び材料置き場等

受注者は、監督員と協議のうえ、関係機関への手続及び地元調整を行い、現場事務所、材料置き場、機械据付け場所等を確保すること。

1. 3. 2 工事用機械器具等

1. 工事用の機械器具等は、当該工事に適応したものを使用すること。
2. 監督員が不相当と認めたときは、速やかにこれを取り替えること。

1. 3. 3 工事用現場標識等

1. 道路工事現場における標示施設等設置基準（建設省道路局通達 昭和 37 年 8 月 30 日）に基づき、原則として、工事区間の起終点に工事内容、工事期間、工事種別、施工主体（発注者名）、施工業者を示した標示板を設置すること。
2. 受注者は、地元住民、通行者に工事内容を周知するとともに、理解、協力を得るための広報板等を設置すること。

1. 3. 4 工事用電力及び工事用給排水

工事用電力（動力及び照明）及び工事用給・排水の施設は、関係法令に基づき設置し管理すること。

1. 3. 5 工事に必要な土地等

直接工事に必要な土地等は、市が確保した場合を除き、受注者の責任において使用权を取得し、受注者の費用負担で使用すること。

1. 4 工事施工

1. 4. 1 一般事項

1. 受注者は、工事着手前に施工計画書を提出すること。監督員の承諾を得ること。
2. 受注者は、施工計画書に基づき、工事の施工管理を行うこと。なお、施工計画書は、「土木工事現場必携」の仕様に準じ、以下の事項について記載すること。ただし、小規模工事等の簡易な工事では監督員の承諾を得た場合は、記載内容の一部、又は全部を記載内容の一部又は全部を省略できる。

3. 受注者は、常に工事の進捗状況を把握し、予定の工事工程と実績を比較し、工事の円滑な進行をはかること。特に、施工の期限を定められた箇所については、監督員と十分協議し、工程の確実な進行をはかること。
4. 受注者は、工事の出来形、品質等が仕様書、設計図等に適合するように施工管理を行うこと。
5. 受注者は、工事の施工順序に従い、それぞれの工事段階の区切りごとに点検を行った後、次の工程に着手すること。
6. 受注者は、監督員が常に施工状況が確認出来るように必要な資料や報告書を提出する等の適切な措置を講ずること。
7. 受注者は、工事に先立ち、必要に応じて関係官公署、その他関係機関との現地立ち会いを実施する等により、許可条件、指示事項等を確認すること。

1. 4. 2 事前調査

1. 受注者は、工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物（水道管、下水道管、ガス管、通信及び電力ケーブル等）の種類、規模、埋設位置等をあらかじめ試掘その他により確認しておくこと。また、必要に応じてその保護方法を検討すること。
2. 受注者は、工事箇所に近接する構造物等（家屋含む）に被害が発生するおそれがある場合は、監督員と協議のうえ、当該構造物等の調査を行い、写真等に記録しておくこと。また、必要に応じてその保護方法を検討すること。
3. その他工事に関わる環境（道路状況、交通量、騒音、水利等）についても十分調査し施工計画に反映すること。

1. 4. 3 障害物件の取扱い

1. 工事施工中に地上施設物及び地下埋設物、その他工作物の移設又は防護を必要とするときは、速やかに監督員に申し出て、その管理者の立ち会いを求め、移設又は防護の完了後、工事を進行させること。
2. 受注者は、工事施工中損傷を与えるおそれのある施設に対しては、仮防護など適切な措置を行い、工事完了後原形復旧すること。
3. 受注者は、地上施設物又は地下埋設物の管理者から直接指示があった場合はその指示に従い、その内容について速やかに監督員に報告し、必要があると認められた場合は監督員と協議すること。

1. 4. 4 現場付近の居住者等への説明

1. 受注者は工事着手に先立ち、交通規制に係る制限許可を得るとともに、現場付近の居住者に対して工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努めること。
2. 工事箇所がバス路線、自動車教習路上コース、通園路、通学路、家庭ゴミ収集所付近等の場合は、関係者に連絡し、調整を図ること。
3. 住民の車両通行に制限がかかる場合は、事前説明を行い、必要に応じて仮駐車場等を確保すること。

4. 現場事務所や工事用地を確保する場合は、地権者及びその周辺住民に事前説明し承諾を得ること。
5. 給水管及び仮設管の布設等で、工事が個人敷地内に及ぶ場合は、事前に地権者の承諾を得てから立ち入ることとし、その記録を残すこと。なお、別荘や空き屋等の不在住宅で連絡がつかない場合は、監督員と協議すること。

1. 4. 5 公害防止

- ~~1. 受注者は、工事の施工に際し、「環境基本法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「大気汚染防止法」及び公害防止条例等を遵守し、ばい煙、粉塵、有毒ガス、悪臭、地盤沈下、地下水の断絶等の公害による苦情が起らないよう有効適切な措置を講ずること。また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう十分注意すること。~~
- ~~2. 受注者は、工事の施工にあたり表 1-4-1 に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自 **現場説明事項・施工条件明示事項・** に基づく技術基準に適合する機械、又は、「排 **特記仕様書記載につき、削除** 出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規 **設機械指定要領**」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。ただし、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすことができる。~~
3. 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき表 1-4-2、表 1-4-3 に示す低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づいて指定された建設機械を使用すること。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

表 1-4-1 一般工事用建設機械

機 種	備 考
バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。

表 1-4-2 低騒音型建設機械

機 種	機関出力 (kW)	騒音基準 (dB)
ブルドーザー	$P < 55$	102
	$55 \leq P < 103$	105
	$103 \leq P$	105
バックホウ	$P < 55$	99
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	106
	$206 \leq P$	106
ドラグライン クラムシエル	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	107
	$206 \leq P$	107
トラクターショベル	$P < 55$	102
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	103
	$103 \leq P < 206$	107
	$206 \leq P$	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	$P < 55$	98
	$55 \leq P < 103$	102
	$103 \leq P$	104
アースオーガー	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
オールケーシング掘削機	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	105
	$206 \leq P$	107
アースドリル	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
さく岩機 (コンクリートブレイカー)		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	$P < 55$	100
	$55 \leq P$	104
コンクリートポンプ (車)	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	103
	$103 \leq P$	107
コンクリート圧砕機	$P < 55$	99
	$55 \leq P < 103$	103
	$103 \leq P < 206$	106
	$206 \leq P$	107
アスファルトフィニッシャー	$P < 55$	101
	$55 \leq P < 103$	105
	$103 \leq P$	107
コンクリートカッター		106

空気圧縮機	P < 55	101
	55 ≤ P	105
発動発電機	P < 55	98
	55 ≤ P	102

表 1-4-3 低振動型建設機械

機 種	諸 元	基準値 (dB)
バイブロハンマー	最大起振力 245kN (25tf) 以上	70
	最大起振力 245kN (25tf) 未満	65
バックホウ	標準バケット山積 (平積) 容量 0.50 (0.40) m ³ 以上	55

1. 4. 6 道路の保守

受注者は、残土運搬その他によって、道路を損傷した場合は、掘削箇所以外の道路であつても受注者の負担で適切な補修を行うこと。

なお、関係官公署の検査を受けて引渡しが完了するまで及びその保証期間内は、受注者が保守の責任を負うこと。

1. 4. 7 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。

また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告すること。

2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象 (以下「天災」という。) に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1. 4. 8 現場作業環境の整備

受注者は、現場作業環境の整備を図るため、仮設備関係、営繕関係、安全関係等の改善を行い、快適な労働環境を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めること。

1. 4. 9 建設副産物

1. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理表 (紙マニフェスト) 又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト D 票の写し及びマニフェスト集計表を監督員に提出すること。

2. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」、「再生資源の利用の促進について」、「建設汚泥再生利用に関するガイドライン」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。

3. 受注者は、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合に

は、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含めて監督員に提出すること。

4. 受注者は、残土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含めて監督員に提出すること。

5. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。

「工事書類簡素化ガイドライン」に基づき、省略可能な場合は省略すること。

6. 受注者は、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルトコンクリート、木材）を使用する工事、又は特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材）を発生する工事で、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の規定による建設工事の規模に関する基準を満たす工事にあたっては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後速やかに状況を記録した再資源化等報告書を監督員に提出すること。

7. 建設廃材、廃棄物を処分する場合は、次のとおりとする。

(1) コンクリート、アスコン廃材、汚泥、木材、石綿廃材等（以下「建設廃材等」という。）は設計図書で特に運搬場所を指定する場合を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守して受注者の責任において適切に処分し、不法投棄等第三者に損害を与えないようにすること。

(2) 建設廃材等のうち、産業廃棄物と判断されたものの処理を委託する場合は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者に委託すること。また、産業廃棄物の収集、運搬又は処分状況は、常に実態を把握し適正な処理に努めるとともに、監督員から指示があった場合は、処分状況報告書を提出すること。

1. 4. 10 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書等に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議すること。

2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日、祭日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員と協議すること。

1. 4. 11 工事施工についての折衝報告

工事施工に関して、関係官公署、付近住民と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその旨を監督員に報告すること。

1. 4. 12 弁類の操作

1. 受注者は、工事の施工にあたり仕切弁や消火栓等の弁類の操作が必要である場合は、あらかじめ監督員と協議すること。

2. 弁類の操作は、市の職員が行うものとする。

1. 4. 13 断水の広報

受注者は、断水工事が必要となる場合は、監督員と協議し、おおむね一週間前に対象住民及び関係機関に周知すること。また、大口需要者との調整は十分行うこと。なお、断水工事の詳細な内容は「4. 1 断水工事」に記載する。

1. 4. 14 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑で安全な施工をはかること。

1. 4. 15 工事記録写真

受注者は、工事記録写真を整理編集し、監督員が随時点検できるようにするとともに、工事完了時に提出すること。なお、工事写真の詳細な内容は、「8. 2 工事写真」に記載する。

1. 4. 16 工事竣工図

受注者は、工事竣工図を作成し、工事完了届に添えて提出すること。なお、工事竣工図の詳細な内容は、「8. 5 竣工図」に記載する。

1. 4. 17 工事関係書類の整備

受注者は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を整備しておくこと。

1. 4. 18 工事出来形図面の作成

受注者は、以下の工事出来形図面を作成し、提出すること。

(1) 工事出来形80%時

工事出来形が概ね80%の時点で工事完成時の予想出来形図を提出すること。

(2) 工事完成時

工事が完成したら竣工図を提出すること。

8 竣工書類

8. 1 提出書類

8. 1. 1 提出書類

1. 工事竣工時に提出する書類は、以下のとおりとする。
 - (1) 竣工図（PDF で表示されない文字、記号等は使用しないこと）
A3版、PDFデータ、CADデータ（監督員から指示があった場合）
 - (2) 工事記録
 - (3) 工事写真
 - (4) 出来形管理（検査記録表）
 - (5) 品質管理（水圧試験、継手のチェックシート、舗装温度管理等）
 - (6) 材料集計表
 - (7) マニフェスト集計表
 - (8) 再生資源利用実施書
 - (9) 工事打合せ簿および経緯表
 - (10) その他監督員が指示するもの。
※ (2) ～ (9) は1つの書類として提出すること。

8. 2 工事写真

8. 2. 1 整理の要領

1. 写真はカラー写真とし、大きさはL判を標準とする。1枚に収まらないときは、つなぎ写真とすることもできる。
2. 工事写真の提出は、A4版のカラープリントを標準とするが、工事写真帳による提出も差し支えない。整理内容は、後述の工事写真のつづり方を参照すること。
3. デジタルカメラによる撮影を標準とし、市からCDによる提出要望がある場合は、閲覧ソフトもCDに組み入れ、かつ市側で支障なく閲覧できるものとし、詳細は監督員と協議すること。
4. 工事写真帳は、編集が可能なものとし、工種・種別・細別ごとに写真を分類し、工事の進捗に合わせて編集するとよい。
5. 写真の表現以外で説明が必要なときは別途に図面等を添付すること。
6. 写真の編集は、次の順序を標準として編集すること。
 - (1) 着手前、竣工
 - ア. 全景または測点箇所ごとに撮影すること。
 - イ. 写真帳を開いて、左に着手前、右に竣工とし、同一個所で撮影し比較対照できるよ

うにすること。

(2) 本管工事

ア. 本管工事の撮影頻度について、単独工事は40mに1箇所、下水道関連工事はマンホール間で1箇所とする（測点の設け方は40m以内で任意）が、測点を設けて同じ場所で撮影すること。この測点は施工計画の段階において設定すること。下水道関連工事の場合は、下水道マンホールに合わせて測点を管理すること（例：No.5 MH+20m）。

イ. 単独工事の場合は、測点ごと（始点と40mごと）に施工順序に従い撮影し、整理すること。検測、管接合部の写真は、出来形管理記録、チェックシートと比較できるように整理すること。

①舗装切断（状況）→②アスファルト剥ぎ取り（状況）→③ダンプトラック積込み・運搬→④掘削（状況）→⑤既存路盤厚検測（状況）→⑥床均し（状況、深さ、幅検測）→⑦管布設（状況（トルク締付け状況）、管上土被りの検測、明示テープ完了）→⑧ポリスリーブ設置（状況）→⑨砂埋戻し（転圧状況、厚さ、埋戻し幅検測）→⑩発生土埋戻し（転圧状況、完了の検測）⑪表示シート、マーカーピン（完了）→⑫砕石埋戻し（転圧状況、完了の検測）→⑬アスファルト舗装（状況、乳剤散布、完了の検測）

ウ. 下水道関連工事の場合は、マンホール間で1箇所、施工順序に従い撮影し、整理すること。検測、管接合部の写真は、出来形管理記録、チェックシートと比較できるように整理すること。

①床均し（状況、深さ、幅検測）→②管布設（状況（トルク締付け状況、管上土被りの検測、明示テープ完了）→③ポリスリーブ設置（状況）→④砂埋戻し（転圧状況、厚さ、埋戻し幅検測）

エ. 管接合部の写真

管番号を明示して前後の管番号が確認できるように上部から撮影すること。また、各管種ごとの撮影箇所を以下に示す。

・ 鋳鉄管（GX, NS）の場合

- ①ライナの設置状況
- ②現地で明示した白線（ライナ使用時、異形管）
- ③受口端面～ゴム輪間隔（b）（上部①の箇所）
（チェックゲージの数値が分かること）
- ④受口端面～白線間隔（a）（上部①の箇所）
（チェックゲージの数値が分かること）

⑤ポリエチレンスリーブ設置状況

・ 配水用ポリエチレン管の場合

- ①固定クランプを設置した接続状況
- ②インジケータの隆起状況
- ③接続完了状況（冷却時間の記載）

④溶剤浸透防護スリーブ設置状況

・その他

①メタルタッチが必要な場合は、その状況

オ. 異形管使用状況の写真

マンホール周り等の異形管使用箇所は、全箇所について配管全体が確認出来るように撮影すること。

カ. 仕切弁設置及び弁筐組立箇所の状況及び検測写真

(3) 給水管工事施工中の写真

ア. 全箇所について、取り出し分岐ごとに施工順序に従い撮影、整理すること。

①サドル分岐設置（サドル水圧試験、穿孔状況、コア挿入状況、完了）→②管布設（状況、管下検測、土被りの検測）→③砂埋戻し（状況、厚さ、埋戻し幅検測）→④表示シート・マーカープイン（完了）→⑤止水栓設置及びBOX設置の状況及び検測写真

(4) 材料検査写真

ア. 材料検査時ごとに監督員立会いのもと撮影すること（検査日、材料品目、数量、立会者名を黒板に明記すること）。

(5) 出来形管理写真

ア. 検尺写真は、寸法等が容易に確認出来るようにスタッフに対して水平、垂直に撮影すること。出来形寸法が読み取りづらい場合は、遠隔写真と近接写真の両方を撮影すること。

(6) 品質管理写真

ア. 自然圧の測定結果を撮影すること。

イ. 水圧試験ごとに監督員立会いのもと撮影すること。（日時、水圧試験条件、立会者名等も黒板に明記すること）

ウ. 管接続部の写真

エ. アスファルト合材が現場到着時の温度を運搬車両ごとに撮影すること。

オ. 舗設時（一次転圧）の温度を撮影すること。

(7) 仮設状況写真

ア. 仮設状況等がわかるように撮影すること。（仮設管、仮設トイレ、電線防護等）

(8) 保安・安全施設写真

ア. 工事看板、交通整理員等の状況を撮影すること。

イ. 過積載防止、安全施設、掲示板、安全教育等の状況を撮影すること。

(9) 残土、廃棄物処理写真

ア. 残土、廃棄物の運搬状況、処分状況を撮影すること。

(10) その他写真（切断面補修状況、既設管位置、他埋設管位置と離隔、縁石やブロックなどの着工前の現状、使用機械（排対型機械）、現場作業環境の整備等）

7. 写真の整理については、下記の分類で見出しをつけること。

- (1) 着工前、竣工
- (2) 配水管布設工（測点ごと） ページ先頭に測点名を入れた全体図を添付すること。
- (3) 管布設状況（随時）（管接合部状況→異形管配管状況、仕切弁及び弁筐の設置）
- (4) 給水管布設工（各戸ごと）
- (5) 仮設工
- (6) 出来形管理（検査記録表、出来形管理写真、切管検尺写真等）
- (7) 品質管理（継手チェックシート、水圧試験写真、アスファルト合材温度写真等）
- (8) 材料検査
- (9) 安全管理
- (10) その他（既設管、切断面補修状況、他埋設管の状況、構造物等着工前状況等）

8. 2. 2 工事写真の必要性

工事写真は施工出来形及び施工管理の証拠となるもので、規定の寸法等が明記や確保されていない場合は、減額変更となることがある。写真の不備箇所が現地で確認できない場合は、未施工もしくは不具合があると想定し、工事のやり直しや再度の掘削を指示する場合もあることから、写真の重要性について再認識すること。

工事写真としての条件が完全に満たされていても、整理が悪いとその価値を半減することになる。写真を整理する場合、前述のとおり分類し、施工順序に従って整理を行えば、内容が理解しやすくなる。このとき写真を補完するため、測点及び注釈はもちろん必要に応じて設計図や略図、あるいは拡大図を添付する事により、工事写真の目的をより明確にすることができる。また、竣工図作成に大いに活用できることになる。

8. 3 継手のチェックシート

8. 3. 1 チェックシートの作成

1. チェックシートは、**市のホームページからダウンロードしたものを原則使用し、管種ごとに作成すること。但し、電子施工管理システムを用いる場合はシステムの様式で良いが、市の検印欄を設けること。**
2. ダクタイル鋳鉄管 GX 形、NS 形、K 形、F 形、配水管用ポリエチレン管継手のチェックシートは、〔参考4〕「継手チェックシート記入方法」による。
3. 管種ごとに作成・整理し提出すること。

8. 4 検査記録表

8. 4. 1 検査記録表の作成

1. 検査記録表は、〔参考3〕「検査記録表作成例」に従い、40m ごとに作成すること。
2. 判定結果で不合格が出た場合は、その影響範囲のやり直しを行うこと。

8. 5 竣工図

8. 5. 1 竣工図面の作成

1. 適用

- (1) 市が発注する水道管の布設（替）工事に伴い、受注者が市に提出する竣工図についての基準を定めるものである。
- (2) この仕様は、竣工図を GIS システムとして作成保管する事を前提に規定するものである。
- (3) この仕様によりがたい場合は、監督員の承諾を得て他の方法によることができる。

2. 竣工図及びデータの提出

- (1) 竣工図（紙）は A3 判で提出する。原図（データ）も同様に A3 判とする。
- (2) 竣工図は、監督員の仮検査を受けること。
- (3) 竣工検査には仮検査時に用いた竣工図を使用すること。
- (4) 竣工検査後に指摘された修正箇所は、すみやかに訂正し提出すること。

提出図面等 A3 図面：1 部（縮尺は A3 判出力時の表記とする。）

CAD データ（監督員の指示があった場合。原図サイズを A3 判とする。また、拡張子は SFC か P21 とする。）

PDF データ：（CAD データを直接変換したカラーのもの。不鮮明なものは不可。複数枚の場合、番号順にまとめること）

- (5) データ提出は監督員のパソコンに取り込める電子媒体又はメールで提出すること。

3. 図面の構成

- (1) 図面の並び順は、下記のとおりとする。

- ア. 配管図（位置図、平面図、詳細図、弁栓類対照表）
- イ. オフセット図（位置図、平面図、オフセット図）
- ウ. 横断図
- エ. 給水詳細図（給水分岐箇所対照表）











ただし、工区が複数ある場合は工区ごとに、上記のア→イ→ウ→エの並び順とすること。

- (2) 文字のサイズは最低 2.0 mm とし（弁栓類対照表等は

1.5 mm 以上）、字体は MS ゴシック体とすること。
特に平面図の M1、M2 の表記は重ならないように、識別できるように記載すること。

- (3) 図面に記入する配色は、右記の凡例を標準とし、それ以外については監督員の指示によること。

- (4) 管種及び継手類等の凡例は、竣工図の 1 ページのみに記載すること。

管 種 凡 例	
水道管	
	新設管（送・配水管等）
	新設管（給水管）
	既設管（送・配水管等）
	既設管予想線
	既設管（給水管）
	残置管
地下埋設管	
	電線管
	ガス管
	下水道
	その他

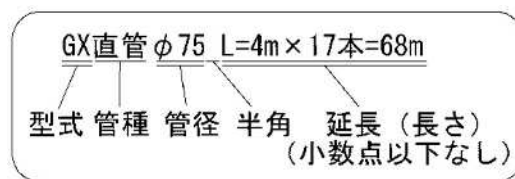
(5) 竣工図枠及び図面標題部は〔参考6〕竣工図作成例に準ずること。

(6) 位置図

- ア. 位置図は、平面図の右下端で図面標題の上部に配置すること。
- イ. 位置図は、水道課のデータを使用し、図面の上を北とすること。
- ウ. 施工箇所は黒で塗りつぶし、図面に記載している部分は赤で塗りつぶすこと。
- エ. 施工箇所の所在が分かり易いように著名な建物（公共施設が望ましい）、道路等の名称を2箇所以上記入すること。
- オ. 縮尺は10,000分の1～5,000分の1の範囲で分かり易いものにする。

(7) 平面図

- ア. 平面図の縮尺は500分の1以上とすること。
- イ. 給水工事対象家屋及び監督員の指示がある家屋については、水栓番号を記載すること。
- ウ. 工事により判明した地下埋設物についても、平面図及び横断図に記載すること。
- エ. 平面図に記入する配管図は、地形図と同縮尺とすること。
- オ. 平面図の左上に、使用管種とポリエチレンスリーブの使用の有無を記載すること。
- カ. 平面図に記載する直管の明示方法は、以下を標準とする。



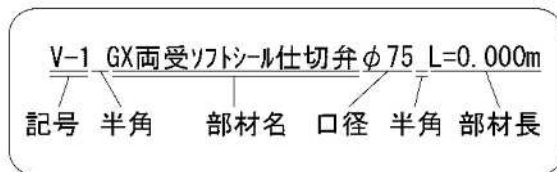
- キ. 配管詳細図に記載のない直管は、〔参考6〕竣工図作成例に準じて明示すること。
- ク. 仕切弁、消火栓等の弁栓類及び継手類は、記号により記載すること。
- ケ. 既設管、仕切弁、上・下越し箇所及び土被りが標準の埋設深以外の箇所においては、必ず埋設深（DP=○.△m）を記載すること。
- コ. 自然圧を測定した箇所は、引出線により表示し、自然圧は図面標題の上部に記載すること。

(8) 配管詳細図

- ア. 異形管やライナを使用している部分は、円等で包括し詳細図を平面図余白部に記載すること。
- イ. 詳細図は、継手の種類・構成がわかるよう、大きく明示すること（縮尺は無視してもよい）。
- ウ. 曲管を垂直に使用した場合は（V）を、斜めに使用した場合は（H+V）を延長の後に記載すること。
- エ. 詳細図に記載する本管情報の明示方法は、以下を標準とする。



オ. 詳細図の記載する弁類情報の明示方法は、以下を標準とする。



カ. 甲切管の延長は、有効長で記載すること。

(9) 弁栓類対照表

ア. 表の文字サイズは 1.5 mm 以上とし、〔参考6〕竣工図作成例に準じて記載すること。

イ. 表に記載する項目は次のとおりとする。

(i) 弁栓本体

記号、弁栓名、口径、弁体種類、本体形状、閉方向、製造会社、特記事項

(ii) 表函

表函種、表函標示、色、製造会社、内部

(10) オフセット図

ア. オフセットの必要な施設は仕切弁、空気弁等の表函のあるものとし、その他は監督員の指示によること。

イ. オフセット図は配管詳細図と同様に対象箇所を円等で包括し、平面図余白部に記載すること。

ウ. オフセットの基点は撤去のおそれのないものから3点の引照点を定めること（原則表函同士のオフセットは認めない。ただし、対象物のない場合は監督員の指示による）。

エ. 単位はメートルとし、四捨五入により小数点以下1位まで記載する。

(11) 横断図

測点管理した箇所の内、代表箇所の最低2箇所の横断図を作成すること。また、伏越点、断面変更点及び監督員の指示した箇所についても、横断図を作成すること。

(12) 給水詳細図

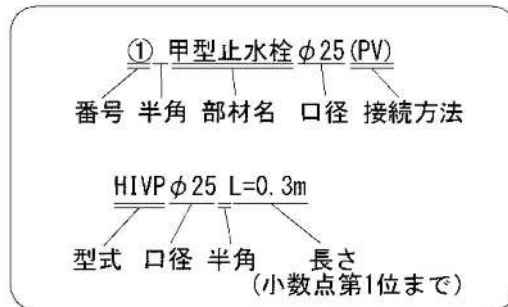
ア. 給水箇所は、配管詳細図と同様に対象箇所を円等で包括し、平面図余白部に記入すること。

イ. 給水装置記号は「給水装置設計施工指針」（平成30年4月1日施行 茅野市都市

建設部水道課)の表5-1による。ただし、メーター(量水器)は「四角にM」とする。

ウ.メーター移設をした際は既設メーターボックスの位置も記載し、移設先、移設元がわかるようにすること。

エ.詳細図に記載する給水管情報の明示方法は、以下を標準とする。



(13) 給水分岐対照表

ア.表の文字サイズは1.5mm以上とし、[参考6]竣工図作成例に準じて記載すること。

イ.表に記載する項目は次のとおりとする。

番号、氏名、水栓番号、口径、分岐方法、使用材料及び延長、既設管種及び口径、特記事項

8. 6 工事記録

8. 6. 1 工事記録の作成

1. 工事記録の規格は、下記の様式例のとおりとする。(長野県土木工事共通仕様書準拠)

ア. 工期範囲の月数はすべて記入すること。

イ. 作業内容は、測点等を用いて適確かつ簡潔に明記すること。**なお、電子施工管理システムを用いて施工し、作業内容を確認できる様式がある場合は、作業内容欄に別紙と記載し、様式を次項へ添付しても良い。**

工 事 記 録

工事名:					月分
日	曜日	天気	気温	作業内容	備考

- ・「気温」欄は午前9時の現地の気温を記録する。
- ・施工計画書(変更含む)、施工体制台帳(変更含む)の提出は「作業内容」欄に記載する。
- ・「備考欄」には、来現者名、指示事項等ならびに新規入場者教育、安全教育、安全パトロール等安全管理の実施状況を記載する。

8. 7 産業廃棄物及びマニフェスト

8. 7. 1 産業廃棄物管理票及びマニフェストの作成

1. 集計表を作成し、総量が把握できるようにすること。産業廃棄物管理票D票は指示があった場合に速やかに提出できるよう整理しておくこと。
2. 現場発生品は、監督員の指示にしたがって処分し、必要であれば上記と同様に整理すること。

水道工事標準仕様書

(平成30年4月1日 施行)

(令和6年4月1日 改定)

(令和7年4月1日 改定)

(令和8年4月1日 改定)

発行 茅野市 都市建設部 上下水道課